

久崎地域づくり協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、少子高齢化社会を迎え、生涯学習を通じて地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化活動、健康増進、福祉活動、環境の保持・改善を促進し、併せて、安全で安心な地域社会の実現のための防災体制の確立、次世代育成と地域活性化のための支援活動などを実施することにより、地域の問題を解決し、住民が連帯して久崎地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

(名称・構成)

第2条 本会は、久崎地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、佐用町久崎地域内に居住する住民及び久崎地域関係者によって構成する。

(組織)

第3条 協議会は、久崎地域の自治会長会と運営委員会及び広報委員会で構成する。

(事務所)

第4条 協議会は、事務所を佐用町久崎地区センター内に置く。

(役割及び活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (2) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (3) 青少年育成に関すること。
- (4) 防災、防火、防犯に関すること。
- (5) センター等の運営に関すること。
- (6) 自治会活動との連携に関すること。
- (7) その他協議会の目的達成のため必要な事業。

(総会)

第6条 総会は協議会役員及び運営委員で構成し、会長が招集する。

- 2 総会は委任を含め構成員の過半数以上の出席により成立する。
- 3 総会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数となった時は議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は運営委員の中から会長が選出する。
- 5 総会は毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又

は運営委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催するものとする。

6 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1)事業報告及び決算、事業計画並びに予算に関すること。
- (2)協議会役員及び運営委員会役員の選任に関すること。
- (3)その他、協議会の重要事項に関すること。

(協議会の役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名
久崎地区代表自治会長	1名	センター長	1名
運営委員会委員長	1名	運営委員会副委員長	1名
健康福祉部部長	1名	健康福祉部副部長	1名
まちづくり文化部部長	1名	まちづくり文化部副部長	1名
広報委員会委員長	1名	広報委員会副委員長	1名
会計	1名	監事	2名
書記	1名		

- 2 会長及び副会長は久崎地区代表自治会長及び運営委員会役員を兼務できるものとし、会計及び監事は運営委員会役員を兼務する。
- 3 必要に応じて、協議会に相談役又は顧問を置くことが出来るものとする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し会長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (3)センター長は、協議会の調整役として事務事業を調整及び執行する。
- (4)会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を行い、センター長を補佐しセンター長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (5)監事は協議会の会計監査事務を行う。
- (6)運営委員会委員長は、運営委員会を代表し、協議会の活動全般を統括する。
- (7)運営委員会副委員長は、委員長を補佐し委員長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (8)部長は、部を代表し運営委員会に参画すると共に、部の活動を統括し、実施する。
- (9)副部長は部長を補佐し部長に差し支えあるときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第9条 各役員の任期は2年とする。ただし補欠により選任された場合の任期

は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、協議会の執行機関であって、別記の運営委員をもつて構成する。

- 2 運営委員会には、健康福祉部とまちづくり文化部を設けるものとする。
- 3 運営委員会に役員会を置き、次の者をもっててあて、協議会の事業計画及び予算、事業報告並びに決算案を作成する。
 - (1) 久崎地区代表自治会長
 - (2) センター長
 - (3) 運営委員会委員長
 - (4) 運営委員会副委員長
 - (5) 健康福祉部部長
 - (6) 健康福祉部副部長
 - (7) まちづくり文化部部長
 - (8) まちづくり文化部副部長
 - (9) 広報委員長
 - (10) 広報副委員長
 - (11) 会計
 - (12) 書記
 - (13) 監事
- 4 運営委員会は、総会において承認された事項に基づき、執行機関として次の事項を協議実行する。
 - (1)協議会の事業全般の活動に関すること。
 - (2)その他、運営委員会の活動のために必要と認めた事項。

(広報委員会)

第11条 広報委員会は、協議会の広報機関であって、別記運営委員の中から選任された広報委員によって構成する。

- 2 広報委員会に次の役員を置く。
 - (1)広報委員会委員長
 - (2)広報委員会副委員長

(会議の招集)

第12条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めたときを開催する。ただし構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 会議の議決は総会を除き、原則参加者全員の合意によるものとする。ただ

し、やむを得ない事情により議決する場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会議の長の決するところによる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、町からの交付金とその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第15条 この規約は、総会において、出席委員の過半数の賛成により成立し、また過半数の議決により改廃することができる。

ただし、急を要する規約の改廃は、協議会役員会の承認を得て改廃し、次回の総会で承認を得るものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長とセンター長が協議して別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成18年7月16日から施行する。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別記 運営委員

議会議員代表	1名	福祉委員代表	1名	少年補導員代表	1名
自治会長	9名	身障協会代表	1名	体育指導委員代表	1名
センター長	1名	育成会代表	1名	スボ°-ツクラブ° 代表	1名
地域活動員	16名	小学校 PTA 代表	1名	文化協会代表	1名
高年クラブ代表	1名	小学校代表	1名	商工会代表	1名
農会長代表	1名	中学校 PTA 代表	1名	郵便局代表	1名
農業委員代表	1名	中学校代表	1名	駐在所警察官	1名
消防団代表	1名	保護者会代表	1名	千種川ネットワーク代表	1名
民生児童委員代表	1名	保育園代表	1名	学識経験者	若干名
人権擁護委員	1名	子ども会代表	1名	ボランティア	若干名
環境衛生推進員代表	1名	保護司	1名		

計 名

備考 上記運営委員は、必要に応じ変更できるものとする。